



# 三重県公報

令和5年6月30日 (金)

第 426 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	2
<b>病 院 事 業 庁 管 理 規 程</b>			
6	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	( 病 院 事 業 庁 )	2
<b>告 示</b>			
415	三重県情報公開条例第31条第1項の知事が別に定めるものの一部を改正する告示	( 情 報 公 開 課 )	3
416	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 地 域 福 祉 課 )	3
417	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
418	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	4
419	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	5
420	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	5
421	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 雇 用 経 済 総 務 課 )	5
422	車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法	( 道 路 管 理 課 )	5
<b>公 告</b>			
	三重県公営企業の業務状況の公表	( 財 政 課 )	7
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	( 同 )	21
	土地改良区の定款変更の認可	( 農 地 調 整 課 )	26
	土地改良区清算人の就任の届出	( 同 )	26
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	26

### 人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月三十日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 9 （略）</p> <p style="text-align: center;">（試験防疫業務手当の特例）</p> <p>10 条例附則第八項の人事委員会規則で定める期間は、 <u>令和二年二月一日から令和五年七月三十一日までとする。</u></p> <p>11 ～ 15 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 9 （略）</p> <p style="text-align: center;">（試験防疫業務手当の特例）</p> <p>10 条例附則第八項の人事委員会規則で定める期間は、 令和二年二月一日から<u>当分の間とする。</u></p> <p>11 ～ 15 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年六月三十日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

#### 三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（医療業務等接触手当の特例）</p> <p>6 第十六条に定めるもののほか、病院事業職員が <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に対処するため、次に掲げる業務に従事したときは、医療業務等接触手当を支給する。この場合において、第二十条第一項第三号の規定は適用しない。</u></p>

6 ～ 10 (略)	一 新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域として管理者が認めるもの（次号において「感染のおそれのある区域」という。）において新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（次項において「患者等」という。）に接して行う診療、看護その他これに類する業務 二 感染のおそれのある区域において新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理 三 前二号に掲げる業務のほか、管理者がこれらに相当すると認めるもの
	7 前項の医療業務等接触手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務 四十円 二 前号に掲げる業務以外の業務 三十円
8 ～ 12 (略)	

附 則

この管理規程は、令和五年八月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 415 号

三重県情報公開条例第 31 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 14 年三重県告示第 181 号）の一部を次のように改正します。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

表中「公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター」を削り、「公益財団法人暴力追放三重県民センター」の次に「公益社団法人みえ林業総合支援機構」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 416 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	居宅療養管理指導	名称	ココカラファイン薬局小俣店	ジップドラッグ小俣薬局	令和 5 年 3 月 1 日
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	介護予防居宅療養管理指導	名称	ココカラファイン薬局小俣店	ジップドラッグ小俣薬局	令和 5 年 3 月 1 日
ココカラファイン薬局	伊勢市小俣	居宅療養管	所在地	伊勢市小俣町元町	伊勢市小俣町元町	令和 5 年

局小俣店	町元町 506	理指導		506	496	3月1日
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市小俣町元町 506	伊勢市小俣町元町 496	令和5年3月1日
みえ医療福祉生協つケアプランセンター	津市寿町 16番 24号	居宅介護支援	名称	みえ医療福祉生協つケアプランセンター	みえ医療福祉生協柳山ケアプランセンター	令和5年6月1日
みえ医療福祉生協つケアプランセンター	津市寿町 16番 24号	居宅介護支援	所在地	津市寿町 16番 24号	津市船頭町 3453番地	令和5年6月1日
訪問看護ステーションほたるいせ	伊勢市小俣町相合 1271番地 1	訪問看護	所在地	伊勢市小俣町相合 1271番地 1	伊勢市小俣町湯田 794-10	令和4年4月11日
訪問看護ステーションほたるいせ	伊勢市小俣町相合 1271番地 1	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市小俣町相合 1271番地 1	伊勢市小俣町湯田 794-10	令和4年4月11日

三重県告示第 417 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
調剤薬局アカツカ	津市羽所町 345	居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
調剤薬局アカツカ	津市羽所町 345	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
岡村歯科医院	伊勢市浦口 2 丁目 6-20	居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
岡村歯科医院	伊勢市浦口 2 丁目 6-20	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日

三重県告示第 418 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	居宅療養管理指導	名称	ココカラファイン薬局小俣店	ジップドラッグ小俣薬局	令和 5 年 3 月 1 日
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	介護予防居宅療養管理指導	名称	ココカラファイン薬局小俣店	ジップドラッグ小俣薬局	令和 5 年 3 月 1 日
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市小俣町元町 506	伊勢市小俣町元町 496	令和 5 年 3 月 1 日
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市小俣町元町 506	伊勢市小俣町元町 496	令和 5 年 3 月 1 日
みえ医療福祉生協つケアプランセンター	津市寿町 16番 24号	居宅介護支援	名称	みえ医療福祉生協つケアプランセンター	みえ医療福祉生協柳山ケアプランセンター	令和 5 年 6 月 1 日
みえ医療福祉生協つケアプランセンター	津市寿町 16番 24号	居宅介護支援	所在地	津市寿町 16番 24号	津市船頭町 3453番地	令和 5 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション	伊勢市小俣	訪問看護	所在地	伊勢市小俣町相合	伊勢市小俣町湯田	令和 4 年

ンほたるいせ	町相合 1271 番地 1			1271 番地 1	794-10	4 月 11 日
訪問看護ステーションほたるいせ	伊勢市小俣町相合 1271 番地 1	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市小俣町相合 1271 番地 1	伊勢市小俣町湯田 794-10	令和 4 年 4 月 11 日

三重県告示第 419 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
調剤薬局アカツカ	津市羽所町 345	居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
調剤薬局アカツカ	津市羽所町 345	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
岡村歯科医院	伊勢市浦口 2 丁目 6-20	居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
岡村歯科医院	伊勢市浦口 2 丁目 6-20	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日

三重県告示第 420 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一見勝之

- 登録年月日及び登録番号  
平成 16 年 8 月 9 日 第 29 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
神麦商事 有限会社	取締役 小川 さおり	三重県伊勢市河崎三丁目 9 番 39 号

- 変更内容  
代表者の氏名の変更  
取締役 小川 さおり

三重県告示第 421 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一見勝之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示  
雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。  
別表 1(4)の表に次のように加える。

3	GFP グローバル産地づくり推進事業費補助金	海外市場の需要に対応した生産・加工体制を構築するための GFP グローバル産地計画の策定、計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等の取組について支援する。	グローバル産地計画の策定、生産・加工等の体制の構築、グローバル産地計画の事業効果の検証・改善等に係る経費	定額	市町、農林漁業者・商工業者の組織する団体等
---	------------------------	---	--	----	-----------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 422 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレー

ラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定め、令和5年7月3日から施行します。

なお、車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法（令和3年三重県告示第455号）は、令和5年7月2日限り廃止します。

令和5年6月30日

三重県知事 一見勝之

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 136 番 1 地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字東羽野 5462 番 12 地先から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市山本町 13 番 5 まで
一般国道 306 号	三重郡菰野町潤田 1187 番 1 から 三重郡菰野町千草 3318 番まで
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳字馬置 587 番 4 地先から いなべ市大安町高柳字村前 2130 番 2 地先まで
一般国道 421 号	いなべ市員弁町楚原字一本松 811 番 3 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市智積町字間渡 5929 番まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2443 番 1 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
一般国道 477 号	四日市市黒田町 524 番 1 地先から 三重郡菰野町潤田 1633 番まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市大井の川町一丁目 1 番 1 地先から 四日市市浜旭町 24 番 3 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字野溝 2019 番 1 地先まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市中村町字広ヶ谷 995 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先から いなべ市大安町門前字上ノ端 2434 番 21 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市大字馳出 1050 番 2 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から

	津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道亀山関線	亀山市太岡寺町字鳥池 567 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字境ノ尾 806 番 6 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	県道神戸長沢線
一般国道 421 号	いなべ市大安町高柳（三笠橋南詰交差点）	一般国道 365 号
一般国道 421 号	いなべ市員弁町字野（いなべ警察署東交差点）	一般国道 421 号
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（堀木橋南詰交差点の方向の車線に限る。）
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目（宮東町三丁目交差点）	県道四日市市楠鈴鹿線
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	鈴鹿市道汲川原橋石丸線
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道鈴鹿環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
四日市市道垂坂平津線	四日市市大矢知町（無名交差点）	県道上海老茂福線

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（久保田橋北詰交差点の方向の車線に限る。）
県道神戸長沢線	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	一般国道 306 号
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道三行庄野線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

公 告

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

水道事業

1 事業の概況

令和 4 年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に 710 万 1,890 立方メートル（年間累計 1,394 万 8,065 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に 607 万 8,647 立方メートル（年間累計 1,229 万 2,045 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に 194 万 6,568 立方メートル（年間累計 330 万 7,057 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に 572 万 8,397 立方メートル（年間累計 1,238 万 376 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に 631 万 9,821 立方メートル（年間累計 1,258 万 4,082 立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,077 万 2,345 立方メートル（年間累計 2,121 万 7,932 立方メートル）の給水を行いました。

水道事業全体で、令和 4 年度下半期の総給水量は 3,794 万 7,668 立方メートル（年間累計 7,572 万 9,557 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 5 年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量 76,408,541 立方メートル

1 日平均給水量 208,198 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	175,095 千円
北勢水道改良事業	事業費	2,021,016 千円
中勢水道改良事業	事業費	3,153,266 千円
南勢水道改良事業	事業費	1,586,815 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益 9,937,993 千円

第 1 項 営 業 収 益 8,942,222 千円

第 2 項 営 業 外 収 益 995,771 千円

支 出

第 1 款 水 道 事 業 費 用 9,903,714 千円

第 1 項 営 業 費 用 9,363,616 千円

第 2 項 営 業 外 費 用 538,098 千円

第 3 項 予 備 費 2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 1,104,836 千円

第 1 項 補 助 金 557,330 千円

第 2 項 出 資 金 397,506 千円

第 3 項 長 期 貸 付 金 償 還 金 150,000 千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 8,680,856 千円



第1項	建設改良費	6,994,830千円
第2項	償還金	1,686,026千円

## (2) 令和5年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり水道用水を安定して供給できるよう、老朽化対策など施設機能の維持・向上に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

## 別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和4年10月1日から

令和5年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	4,298,969,719	営業収益	4,054,770,519
原水及び浄水費	1,199,953,140	給水収益	4,052,341,212
配水費	366,497,402	その他営業収益	2,429,307
業務費	199,039,463		
総係費	176,827,236		
減価償却費	2,247,924,070		
資産減耗費	108,728,408		
営業外費用	138,222,855	営業外収益	480,383,226
支払利息及び 企業債取扱諸費	115,564,997	受取利息	228,168
受託工事費	12,012,099	他会計補助金	41,021,000
雑支出	10,645,759	受託工事収益	12,012,099
		長期前受金戻入	426,168,849
		雑収益	953,110
当期純利益	97,961,171		
合計	4,535,153,745	合計	4,535,153,745

## 別表 2

三重県水道事業損益計算書令和 4 年 4 月 1 日から  
令和 5 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	8,661,514,064	営業収益	8,103,086,359
原水及び浄水費	2,443,462,360	給水収益	8,098,217,043
配水費	677,944,848	その他営業収益	4,869,316
業務費	382,977,112		
総係費	357,801,830		
減価償却費	4,478,062,570		
資産減耗費	321,265,344		
営業外費用	266,711,436	営業外収益	896,249,528
支払利息及び 企業債取扱諸費	244,053,578	受取利息	378,897
受託工事費	12,012,099	他会計補助金	41,021,000
雑支出	10,645,759	受託工事収益	12,012,099
		長期前受金戻入	840,781,349
		雑収益	2,056,183
当期純利益	71,110,387		
合計	8,999,335,887	合計	8,999,335,887

別表 3

三重県水道事業貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	116,856,643,757	固 定 負 債	12,224,789,263
有 形 固 定 資 産	80,471,742,442	企 業 債	7,475,441,796
無 形 固 定 資 産	36,084,901,315	引 当 金	4,749,347,467
投 資 そ の 他 の 資 産	300,000,000	流 動 負 債	2,828,539,525
流 動 資 産	12,201,316,789	企 業 債	1,663,480,018
現 金 預 金	10,927,680,714	未 払 金	1,050,759,171
未 収 金	1,104,863,368	引 当 金	62,898,231
貯 蔵 品	153,594,421	そ の 他 流 動 負 債	51,402,105
前 払 金	178,286	繰 延 収 益	21,397,266,266
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	負 債 合 計	36,450,595,054
		資 本 金	91,272,184,994
		剰 余 金	1,335,180,498
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	466,027,438
		(うち当期純利益)	(71,110,387)
		資 本 合 計	92,607,365,492
資 産 合 計	129,057,960,546	負 債 資 本 合 計	129,057,960,546

(注) 有形固定資産の減価償却累計額  
繰延収益の収益化累計額

75,720,726,417 円  
19,084,656,022 円

工業用水道事業

1 事業の概況

令和4年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,518万1,777立方メートル(年間累計1億9,527万7,315立方メートル)を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に617万3,971立方メートル(年間累計1,254万2,069立方メートル)を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に256万3,645立方メートル(年間累計517万6,521立方メートル)をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は1億391万9,393立方メートル(年間累計2億1,299万5,905立方メートル)となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和5年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	92社
年間総給水量	213,330,540立方メートル
1日平均給水量	582,870立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	264,907千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	3,241,026千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	114,186千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	681,096千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 工業用水道事業収益	6,346,950千円
第1項 営業収益	5,973,884千円
第2項 営業外収益	373,066千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	6,564,767千円
第1項 営業費用	6,278,441千円
第2項 営業外費用	284,326千円
第3項 予備費	2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資本的収入	2,852,142千円
第1項 企業債	2,333,000千円
第2項 補助金	165,200千円
第3項 出資金	319,558千円
第4項 負担金	34,155千円
第5項 固定資産売却代金	229千円

支 出

第1款 資本的支出	5,766,310千円
第1項 建設改良費	4,500,773千円
第2項 償還金	1,165,537千円
第3項 投資	100,000千円

(2) 令和5年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策など施設機能の維持・向上に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和4年10月1日から

令和5年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,719,588,472	営 業 収 益	2,722,361,338
原水及び浄水費	819,330,740	給水収益	2,586,748,687
配水費	137,382,317	その他営業収益	135,612,651
業務費	179,710,461		
総係費	159,367,523		
減価償却費	1,351,325,560		
資産減耗費	72,471,871		
営 業 外 費 用	95,237,314	営 業 外 収 益	195,298,666
支払利息及び 企業債取扱諸費	81,062,529	受取利息	96,684
受託工事費	13,592,800	他会計補助金	2,894,000
雑支出	581,985	受託工事収益	13,592,800
		長期前受金戻入	178,027,023
		雑収益	688,159
当 期 純 利 益	102,834,218		
合 計	2,917,660,004	合 計	2,917,660,004

別表 2

三重県工業用水道事業損益計算書

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 5 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	5,528,652,575	営 業 収 益	5,431,073,620
原 水 及 び 浄 水 費	1,740,139,477	給 水 収 益	5,199,540,887
配 水 費	262,291,411	そ の 他 営 業 収 益	231,532,733
業 務 費	353,612,703		
総 係 費	322,547,153		
減 価 償 却 費	2,703,488,560		
資 産 減 耗 費	146,573,271		
営 業 外 費 用	181,597,662	営 業 外 収 益	369,579,479
支 払 利 息 及 び	167,422,877	受 取 利 息	201,536
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	2,894,000
受 託 工 事 費	13,592,800	受 託 工 事 収 益	13,592,800
雑 支 出	581,985	長 期 前 受 金 戻 入	348,591,023
		雑 収 益	4,300,120
当 期 純 利 益	90,402,862		
合 計	5,800,653,099	合 計	5,800,653,099

別表 3

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和5年3月31日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	113,662,868,675	固 定 負 債	24,879,578,100
有 形 固 定 資 産	110,053,533,749	企 業 債	19,093,479,312
無 形 固 定 資 産	3,609,334,926	引 当 金	5,786,098,788
流 動 資 産	7,773,534,077	流 動 負 債	1,602,623,255
現 金 預 金	6,727,742,171	企 業 債	1,147,224,481
未 収 金	910,103,005	未 払 金	378,368,168
貯 蔵 品	120,609,333	引 当 金	45,723,846
前 払 金	79,568	そ の 他 流 動 負 債	31,306,760
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	繰 延 収 益	16,547,902,202
		負 債 合 計	43,030,103,557
		資 本 金	76,697,824,535
		剰 余 金	1,708,474,660
		資 本 剰 余 金	1,228,731,518
		利 益 剰 余 金	479,743,142
		(うち当期純利益)	(90,402,862)
		資 本 合 計	78,406,299,195
資 産 合 計	121,436,402,752	負 債 資 本 合 計	121,436,402,752

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 70,102,764,707 円  
繰延収益の収益化累計額 18,247,621,022 円



## 電気事業

## 1 事業の概況

RDF 焼却・発電施設撤去工事が令和 5 年 3 月 10 日に完了し、これまで電気事業で実施してきた全ての事業が終了したことから、令和 5 年 3 月 31 日をもって電気事業を廃止しました。

## 2 経理の状況

経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県電気事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県電気事業損益計算書

令和4年10月1日から

令和5年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	657,443,832	営 業 収 益	0
一 般 管 理 費	657,443,832		
営 業 外 費 用	78,535,165	営 業 外 収 益	8,134,311
支 払 利 息 及 び	149	受 取 利 息	9,972
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	665,000
雑 支 出	78,535,016	雑 収 益	7,459,339
		当 期 純 損 失	727,844,686
合 計	735,978,997	合 計	735,978,997

## 別表 2

三重県電気事業損益計算書

令和 4 年 4 月 1 日から  
令和 5 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	1,186,363,292	営 業 収 益	0
一 般 管 理 費	1,186,363,292		
営 業 外 費 用	78,535,165	営 業 外 収 益	8,159,383
支 払 利 息 及 び	149	受 取 利 息	30,134
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	665,000
雑 支 出	78,535,016	雑 収 益	7,464,249
		当 期 純 損 失	1,256,739,074
合 計	1,264,898,457	合 計	1,264,898,457

## 別表 3

三重県電気事業貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	360,000,000	固 定 負 債	0
事 業 外 固 定 資 産	360,000,000	流 動 負 債	159,234
流 動 資 産	398,806,790	未 払 金	159,234
現 金 預 金	378,564,949	負 債 合 計	159,234
未 収 金	20,241,841	資 本 金	3,810,883,099
		剩 余 金	△3,052,235,543
		欠 損 金	3,052,235,543
		(うち当期純損失)	(1,256,739,074)
		資 本 合 計	758,647,556
資 産 合 計	758,806,790	負 債 資 本 合 計	758,806,790

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 4 年度下半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菟野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,689 万 7,609 立方メートル（年間累計 3,672 万 8,833 立方メートル）を処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 850 万 434 立方メートル（年間累計 1,743 万 3,096 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 108 万 8,696 立方メートル（年間累計 219 万 652 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 439 万 2,821 立方メートル（年間累計 923 万 2,019 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 522 万 8,889 立方メートル（年間累計 1,088 万 8,600 立方メートル）を処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 367 万 3,400 立方メートル（年間累計 751 万 4,976 立方メートル）を処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 4 年度下半期の総処理水量は 3,978 万 1,849 立方メートル（年間累計 8,398 万 8,176 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 5 年度予算の概要

ア 業務の予定量

流域関連市町 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町

年間総処理水量 89,110,000 立方メートル  
1 日平均処理水量 244,137 立方メートル

主要な建設改良事業

国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	408,545 千円
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	3,986,058 千円
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	527,625 千円
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	707,860 千円
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	968,310 千円
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	2,008,020 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 流域下水道事業収益	14,120,626 千円
第 1 項 営 業 収 益	6,662,710 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	7,457,916 千円

支 出

第 1 款 流域下水道事業費用	14,100,486 千円
第 1 項 営 業 費 用	13,464,705 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	635,281 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	11,095,881 千円
第1項	企 業 債	2,216,700 千円
第2項	補 助 金	7,010,075 千円
第3項	負 担 金	1,869,106 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	11,775,519 千円
第1項	建 設 改 良 費	8,749,601 千円
第2項	償 還 金	3,025,918 千円

## (2) 令和5年度事業の経営方針

流域下水道施設の整備を推進し、老朽化対策・耐震対策を進めるとともに、下水道経営の将来の持続可能性を確保するため、流域下水道施設の適正な維持管理につとめ、健全な事業経営に取り組みます。

## 別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和4年10月1日から

令和5年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	6,054,554,516	営業収益	3,494,156,099
管渠費	34,269,320	維持管理負担金収益	3,487,033,280
ポンプ場費	56,359,802	その他営業収益	7,122,819
処理場費	2,094,420,729		
総係費	83,578,785		
減価償却費	3,764,510,892		
資産減耗費	10,841,378		
その他営業費用	10,573,610		
営業外費用	324,230,670	営業外収益	3,791,158,116
支払利息及び 企業債取扱諸費	264,591,504	他会計補助金	304,139,000
雑支出	59,639,166	長期前受金戻入	3,427,501,419
		雑収益	59,517,697
特別損失	125,678,370		
その他特別損失	125,678,370		
当期純利益	780,850,659		
合計	7,285,314,215	合計	7,285,314,215

## 別表 2

三重県流域下水道事業損益計算書

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	12,226,500,835	営業収益	5,484,780,165
管渠費	35,123,840	維持管理負担金収益	5,477,657,346
ポンプ場費	113,953,802	その他営業収益	7,122,819
処理場費	4,376,696,523		
総係費	145,490,307		
減価償却費	7,504,538,392		
資産減耗費	40,093,378		
その他営業費用	10,604,593		
営業外費用	602,425,458	営業外収益	7,578,954,830
支払利息及び 企業債取扱諸費	542,786,292	受取利息及び配当金	140
雑支出	59,639,166	他会計補助金	604,139,000
		長期前受金戻入	6,914,862,919
		雑収益	59,952,771
特別損失	125,678,370		
その他特別損失	125,678,370		
当期純利益	109,130,332		
合計	13,063,734,995	合計	13,063,734,995



別表 3

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	231,872,966,004	固 定 負 債	35,864,029,642
有 形 固 定 資 産	231,857,571,051	企 業 債	35,864,029,642
無 形 固 定 資 産	15,394,953	流 動 負 債	6,180,321,069
流 動 資 産	4,346,979,352	企 業 債	3,013,914,918
現 金 預 金	3,171,250,644	未 払 金	2,873,802,902
未 収 金	1,168,719,556	引 当 金	9,624,000
前 払 費 用	5,418	維持管理負担金繰越金	266,031,093
そ の 他 流 動 資 産	7,003,734	そ の 他 流 動 負 債	16,948,156
		繰 延 収 益	164,198,287,804
		負 債 合 計	206,242,638,515
		資 本 金	9,694,471,480
		剰 余 金	20,282,835,361
		資 本 剰 余 金	19,673,832,076
		利 益 剰 余 金	609,003,285
		(うち当期純利益)	(109,130,332)
		資 本 合 計	29,977,306,841
資 産 合 計	236,219,945,356	負 債 資 本 合 計	236,219,945,356

(注) 有形固定資産の減価償却累計額  
繰延収益の収益化累計額

22,929,269,452 円  
21,083,035,216 円

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮川右岸御菌土地改良区（伊勢市御菌町長屋 1221 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

清算法人四日市南部土地改良区（四日市市山田町 2112 番地 3）

就任清算人

四日市市山田町 1260 番地	矢 田 一 生
"    "    2400 番地 1	矢 田 昌 之
"    "    2203 番地 1	伊 藤 弘 人
"    "    2286 番地	竹 内 孝 憲
"    "    2028 番地	竹 内 正 則
"    "    4405 番地 3	伊 藤 忠 夫
"    "    2911 番地 3	森    美 朝
"    小林町 3026 番地 26	石 原 雄 治
"    "    3018 番地 8	村 上 久 夫

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 5 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（農地の確定測量）
- 2 作業期間  
令和 5 年 6 月 9 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
多気郡大台町栗谷及び同町天ヶ瀬

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---